平成２８年（フ）第６８０号
東京都昭島市宮沢町471番地シューネスハイム301号
債務者　作間　　響
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５０３号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ33―206号
債務者　平松　順子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４４号
大阪市住之江区安立２丁目５番15号ｍｅｎｅｄａｓ314号
債務者　永野　　学（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５号
釧路市入江町４番18号　マルキンマンション103
債務者　宮崎　純子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９４号
岡山市中区国府市場286番地12
債務者　戸田真理子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
長崎県島原市有明町大三東丁814番地１
債務者　堀川　エミ
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
栃木県小山市城東４丁目４番８号　ファーストコート城東803号、従前の住所栃木県小山市駅東通り１丁目３番２号　さかしたビルⅡプレミアムヒルズ501号室
債務者　山田　智子（旧姓川俣）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１３３５号
横浜市神奈川区七島町148番地５　オーヴェルニュ七島町101号室
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２０号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目１番地５　天王町ハイタウン612号
債務者　石垣　梨詠
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８３号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目15番19―206号
債務者　橋本　裕美（旧姓横溝）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６８号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目21番30―106号
債務者　工藤　純二
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９５号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目45番９―205号
債務者　遠田　幸世
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１５号
神奈川県大和市福田4053番地３　ハイツ日光２―202
債務者　宮松　　正
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１６号
神奈川県大和市福田4053番地３　ハイツ日光２―202
債務者　宮松　香里
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９０号
横浜市旭区今宿東町1477番地１　ザ・ステイツヨコハマ206号室
債務者　深水みつ江
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部